

平成25年第3回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成25年9月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年9月18日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成25年9月18日	10時10分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
出席並びに	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
欠席議員	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	7番	後藤信八	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	酒井英良	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	天本政人		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	原博文		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第39、41、42、46号議案）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（継続審査議案第23号）
（付託議案第40、43、44、45、46、47、48、49号議案）
- 日程第3 討論・採決
- 第23号議案 基山町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第39号議案 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について
- 第40号議案 基山町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第42号議案 基山町税条例の一部改正について
- 第43号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 第44号議案 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正について
- 第45号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第46号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第3号）
- 第47号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第48号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第49号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）

～午前 9 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第 1 ～ 2 総務文教常任委員長報告、厚生産業常任委員長報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1 . 総務文教常任委員長報告、日程第 2 . 厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。品川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（品川義則君）（登壇）

総務文教常任委員会の審査報告を行います

第39号議案 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について

第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第42号議案 基山町税条例の一部改正について

第46号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第 3 号）中付託分

歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、9月12日付付託された上記の議案を審査の結果、第39、41、42、46号議案は原案を可決すべきものと決定をいたしました。会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第46号議案に対する審査の経過は、次のとおりであります。

記

第46号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第 3 号）中付託分

歳入全般及び歳出所管分

歳出

（10款 2 項 3 目18節）

ふるさと応援寄附金基金から一般会計へ繰り入れ、財源とした備品購入費180万円の更正についてただしましたところ、購入予定の基山小学校のグランドピアノは町民から寄附があったための更正であるとの説明を受けました。

委員会としては、同じように基山中学校のピアノも古くなっているのです、ふるさと応援寄

附基金から購入するよう要望いたしました。

(10款3項1目8節)

指導員謝礼44万8,000円についてただしたところ、スクールサポーターの活動100日に63日を追加するためであるとの説明を受けました。このスクールサポーターについては警察OB1名が採用され、活動時間は登校時から下校時までで校内の見回りや登校時の交通安全に対して生徒指導を行うものであるとの説明を受けました。

平成24年度に佐賀市、武雄市で開始され、基山町では本年度からであります。鳥栖市でも鳥栖中、鳥栖西中が導入しているとの説明を受けました。

(10款4項4目8・9・11・12節)

社会教育活性化支援プログラム委託金に関連して、その事業内容についてただしたところ、基肄城の歴史についてわかりやすい親しみの持てる副読本を作成・配布するものである。事業費の主たるものは、郷土資料の整理に対する町内ボランティア団体等への謝礼34万7,000円、事業に対するヒアリングを受けるための東京への職員旅費2名分17万9,000円等であるとの説明を受けました。

副読本の完成時期等についてただしたところ、平成26年3月完成予定、配布は4月以降になり、配布手段については子供たちを中心に山城サミット及び基肄城築城1350年祭に会場した方たちに無料配布するとのことでした。

(10款4項4目13節)

図書館等基本設計業務委託料1,633万2,000円、図書館等設計支援業務委託料521万5,000円についてただしたところ、図書館建設工事計画は、建築面積1,100平米、建築構造は鉄筋コンクリート造、地上1階建ての建物であるとの説明を受けました。また、基本設計費1,633万2,000円の内訳は、基本設計1,333万2,000円、土質調査300万円、基本設計の積算は積み上げ方式計算を行っているとのことでした。

設計支援業務委託は、基本設計の建設予定地測量、周辺環境調査、基本設計成果品チェック等で、委託先は公益財団法人佐賀県建設技術支援機構であるとの説明を受けました。

また、参考ながら、建築工事費見込額は4億6,200万円が上限価格であるとの説明も受けました。

以上で総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。重松厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（重松一徳君）（登壇）

皆さん、おはようございます。厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

まず、第23号議案 基山町空き家等の適正管理に関する条例の制定についての審査報告を行います。

本委員会は、6月10日付付託され、継続審査の議決を得た上記の議案を審査の結果、一部を別紙のとおり修正可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

なお、第23号議案に対する審査の経過は、次のとおりです。

記

本委員会で第23号議案を継続審査にした理由は、第10条補助金の交付や第13条代執行についてさまざまな疑義があり、審査の結論が出せないためでした。そのため、8月2日、8月19日、9月2日に継続審査を行いました。

補助金交付要綱（骨子）についてただしたところ、補助対象者は基山町税を滞納していない者で、過去3年度分の住民税が非課税の世帯に属している者と説明を受けました。

町外在住者で町内に危険な空き家等を所有している者についてはどうするのかとただしたところ、「基山町危険な状態にある空き家等撤去費補助金交付要綱（案）」で「都道府県民税及び市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に滞納がなく」と他市町村住民でも町民と同じ扱いとしたとの説明を受けました。

補助金の額についてただしたところ、補助対象経費の2分の1を乗じて得た額または50万円のいずれか低い額との説明を受けました。この補助金の根拠と妥当性についてただしたところ、40坪（約132平米）の空き家撤去が約127万円と見積もり報告を受けているので、その2分の1または50万円のいずれか低い額で、近隣市町も調査したがほぼ同じであるとの説明も受けました。

住宅用地に対する課税標準の特例などが危険な空き家等の撤去の障害になっていないのかとただしたところ、税務住民課で、危険な状態にある空き家の場合は特例措置を外すことを検討しているとの説明も受けました。

第13条代執行について実効性が無理なのではないのかとただしたところ、難しい問題もあるが、条例に明記することにより町の決意を明らかにし、実施に向けては県の指導等も仰ぐ

との説明を受けました。

8月19日には空き家家屋の調査も行いました。その中には、近隣住民に不安を与える空き家等もあり、早急な対策を講じる必要が確認できました。

第10条及び第13条を削除する修正案が提出されましたが、賛成少数で否決しました。

また、継続審査したことにより、「附則 この条例は平成25年10月1日から施行する」を「附則 平成26年1月1日から施行する」との修正案が出され、可決いたしました。

そのほかは、原案どおり賛成多数で可決いたしました。

少数意見として、補助金交付は第10条の文言が誤解を招きかねず、行政代執行は上位法があるのであえて載せる必要はないとの意見もありました。

当委員会としましては、補助金交付は「基山町危険な状態にある空き家等撤去費補助金交付要綱（案）」に基づき、安易な交付はしないように要望いたしました。

なお、別紙のほうに第23号議案 基山町空き家等の適正管理に関する条例に対する修正案、「基山町危険な状態にある空き家等撤去費補助金交付要綱（案）」を提示しております。御参照をお願いいたします。

次に、

第40号議案 基山町子ども・子育て会議条例の制定について

第43号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について

第44号議案 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正について

第45号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第46号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第3号）中付託分 歳出所管分

第47号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第48号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第49号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）

について審査報告を行います。

本委員会は、9月12日付付託されました上記の議案を審査の結果、第40、43、44、45、46、47、48、49号議案は原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

なお、第40、46号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第40号議案 基山町子ども・子育て会議条例の制定について

今後のスケジュールについてただしたところ、平成25年度に事業計画策定に向けたニーズ調査、合議制の機関の設置、事業量の見込み等の検討を行う。平成26年度に事業計画の策定やパブリックコメント、関連条例の制定を行い、平成27年度から子ども・子育て支援法の本格施行になる。ただし、消費税を主な財源とするため、消費税引き上げ状況によって変更はあり得るとの説明を受けました。

第46号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第3号）中付託分 歳出所管分
歳出

2款1項5目13節 基山駅前自転車駐輪場増設設計業務委託料 300万円

事業内容をただしたところ、駅前の混雑の緩和と安全対策のため、新たに駅前南側にJR九州から用地80平米を借用して、自転車100台の駐輪場を整備する。緊急車両の駐車場を北側に移転し、北側駐輪場も改修したいのと説明を受けました。JR九州との賃借契約金額についてただしたところ、現在339平米42万6,600円、平米当たり1,246円との説明を受けました。

当委員会といたしましては、現地を視察、調査して、駅前ロータリーの改修も含め、駅前の整備を進めるように要望いたしました。

3款2項1目19節 保育所緊急整備事業補助金 1億7,036万8,000円

事業目的と事業費をただしたところ、たんぼぼ保育園の改築を佐賀県安心こども基金特別対策事業の中の保育所緊急整備事業を活用して、定数を100名から140名にする補助事業である。事業費は、総事業費3億747万7,000円で、そのうち補助対象事業は2億2,715万8,000円、補助率は佐賀県が4分の2、基山町が4分の1、事業者負担が4分の1、基山町の負担額は5,679万円との説明を受けました。

当委員会といたしましては、たんぼぼ保育園を訪問して、園長から事業計画や改築工事概要、今後の保育運営方針を伺いました。

なお、改築工事は26年4月ごろに着工し、完成予定は26年12月ごろとの説明を受けました。今後の基山町保育行政の全体構想や町立基山保育園の改修計画も策定するように要望いたしました。

8款2項2目13節 開田・小林線道路改良設計業務委託料 870万円

15節 開田・小林線道路改良工事 3,486万円

開田・小林線道路改良の計画までの経緯についてただしたところ、平成17年に地元の要望や平成23年に町民提案制度による要望があり、土地の提供と佐賀東部水道企業団の土地提供、緊急車両も通り抜けができない現状を解決するために改良工事を行うことを決定したとの説明を受けました。

当委員会といたしましては、現地を視察した結果、道路の状況に応じて可能な限り費用の縮減を要請するとともに、大規模な道路改良工事等は当初予算や年次事業計画で計上するように要望いたしました。

厚生産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

ここで総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようです。

次に、厚生産業常任委員長報告に対する質疑を行います。品川議員。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

第23号議案 基山町空き家等の適正管理に関する条例の制定の審査経過について質問をいたします。

まず第一に、空き家の調査をされたということでございますけれども、調査の結果早急に対策を講ずる必要があるのは、調査家屋何軒中何軒あったのか、御説明ください。また、その家屋の状況は見てこられたので、どういう状況なのか、御説明いただければと思います。

次に、補助金交付要綱について、補助金交付要綱が提示されたようですけれども、その中で町外在住者が補助対象者となり得ることについての質疑の説明をお願いいたします。

また、一個人に対し最大50万円の補助金交付の妥当性についての質疑はどうされたのか、お尋ねをいたします。

最後に、補助金交付要綱の提出はございましたけれども、代執行についての要綱はどうだったのか、その質疑の説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（重松一徳君）（登壇）

品川議員の質問にお答えをいたします。

最初に、空き家調査について早急に対策を講じる必要があるのは何軒中幾つあったのかというのと、空き家等ほどのような状況だったのかという質問に対してお答えします。

各区長さんから空き家の報告が13軒農林環境課のほうに上がっておりまして、そのうち10軒の空き家について写真による説明を受けました。それをもとに8月19日、5軒の空き家の状況を調査いたしました。空き家ということで庭木が生い茂り近隣に迷惑をかけている空き家が2軒、外壁が剥がれ台風等の強風で瓦等が飛ぶ危険性がある空き家が1軒ありました。この空き家については家全体につるが張っているという状況、そして先ほど言いましたように大変危険な状況で、近隣住民の方に大変不安を与えているというふうな空き家でした。

また、空き家の中にはリフォームもされて今後賃貸されるというふうな空き家等もありまして、こういうふうにはリフォームできる空き家については、基山町も情報公開しながら積極的に空き家リフォームされて賃貸できればいいかなというふうには考えております。

次に、補助金の交付要綱についてです。町外在住者が補助対象者となり得ることについての質疑の説明もということですが、資料として、先ほど言いましたように「基山町危険な状態にある空き家等撤去費補助金交付要綱（案）」を添付しておりますけれども、その中の第3条第2項で、「前項第1号に規定する者は、都道府県民税及び市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に滞納がなく、補助金の交付の申請日の属する年度から起算して過去3年度分の都道府県民税及び市町村民税が非課税の世帯に属する者でなければならない」というふうに記されております。

当初提出されました「基山町危険な状態にある空き家等撤去費補助金交付要綱（案）」では、第2条第2項で「前項第1号に規定する者は、町税に滞納がなく、補助金の交付の申請日の属する年度から起算して過去3年度分の住民税が非課税の世帯に属する者でなければならない」というふうに記されておりました。空き家を所有しているが、住所は他市町村に住み都道府県民税や市町村民税が非課税の者に対する補助をきちんと明記したほうがいいということで、添付されておりますような「補助金交付要綱（案）」に変更がされて提出された

という中身です。

なお、先ほど名称も申し上げましたけれども、「空き家等除去費補助金交付要綱（案）」から「空き家等撤去費補助金交付要綱（案）」へわかりやすいように名称も変更されております。

50万円の補助金の交付の妥当性について意見がありましたけれども、報告のほうでも申し上げましたように、約40坪で127万円程度今見積もりをすればかかるという中身と、他市町の状況を見れば50万円が妥当というふうなことも含めて説明がありました。ただ現在では産業廃棄物の処理も経費が増して、撤去費用がオーバーするのではという意見等もありましたし、非木造の空き家等の扱いも出されましたけれども、当委員会といたしましては、最大50万円が現時点では妥当性があるというふうに判断をいたしたところであります。

代執行要綱については、手続について説明を受けましたけれども、現時点で代執行を直ちに行うようなことは想定していなく、条例に明記することで町の決意を明らかにしていく点や県の指導も当然今後仰ぐという説明を受けましたので、要綱等の提出は求めておりませんし、代執行の要綱についての審査も行っておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、審査報告を終了いたします。

日程第3 討論・採決

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3．討論・採決を行います。

第23号議案 基山町空き家等の適正管理に関する条例の制定についての討論を行います。
久保山議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

第23号議案 基山町空き家等の適正管理に関する条例の修正案を除く原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

6月議会に上程をされたこの議案は、慎重審査が必要という理由から継続審査となり、厚生産業常任委員会では「危険な空き家等除去費補助金交付要綱（案）」や現地調査を重ねて

まいりました。

そうした中、この条文ではどうしても町民の皆様には誤解を与えかねない、また実効性が現在の基山町における空き家の量・質どちらの観点からも、この時期に急いでつくるその必要性にはなほ疑問を感じるという理由で、委員会採決において、第10条の補助金交付、第13条の代執行の条文を削除する修正動議をかけさせていただきました。

本会議で修正動議をかけずに反対の立場をとらせていただく理由を述べさせていただきます。

まず、私自身、社会問題化するこの危険な空き家、放置空き家等への対策としての条例化は必要であるという認識のもとに立っていることはお含みください。しかしながら、「危険な空き家等除去費補助金交付要綱（案）」では、その対象者が空き家という財産を持ちながらも過去3年間にわたる住民税非課税世帯という厳しい条件があり、その対象者、対象世帯も定かに把握できないままであるということにもかかわらず、条文では指導、または助言、勧告の時点から補助金交付が受けられるという、いかにもすぐ補助を出しますから解体してくださいと言わんばかりの条文では、近隣住民からの圧力が誤解を招く恐れが十分にあり、また行政代執行という上位法がありながら条文に代執行を入れてしまえば、今度は危険な空き家の近隣住民の皆様から代執行できるのであればなぜ行政がすぐに取りかからないのかという苦情も多く寄せられることも否定できません。

また、ここに自民党空き家対策推進議連の「空き家対策検討に関する中間取りまとめ」、さらに9月6日に出されました超党派の空き家対策推進議員連盟の「特別措置法案（骨子）」がございます。これは各新聞の一面を飾った記事でもあり、恐らく議員の皆様もよく御存じだと認識いたします。

この中には基本的な考えとして、今までは市町村が中心となり都道府県が補完する形で推進されてきたが、問題自体が深刻化しており、国として法的整備、財政支援を含め、抜本的な対応が求められるとあります。ポイントとして、この案では、放置すれば倒壊や犯罪の誘発など著しく危険の恐れがあり、もしくは衛生上有害であり、著しく景観を損なっている状態にある空き家を「特定空き家」と定義づけしています。ここには指導、助言……失礼しました。助言、指導、勧告、命令を行うことのほかに、行政代執行においては円滑に実施できるよう適用基準の明確化をうたっています。つまり、代執行においてもこれから適用基準を国が定めていくとされています。また、みずから空き家を除去した場合には、当該土地に係

る固定資産税の軽減措置が一定期間確保されるよう配慮するなどの支援措置も盛り込まれています。

また、委員会継続審査の際、危険な状態か否かを審査する第三者委員会設置が必要ではないか、誰が判断するのかといった発言もありましたが、国も、行政、議会、法務、不動産、医療福祉、文化等に関する有識者で構成される空き家対策協議会の設置といった市町村単位での組織づくりが骨子案に盛り込まれています。

この案は議員立法のためまだ法案として俎上に上がっているわけではありませんが、早ければ秋の臨時国会での成立も考えられます。このように基山町の現在の空き家の状態が緊急的に危険であるのならまだしも、現在空き家の現状、実態把握さえも曖昧であり、ましてや憲法29条の財産権が絡む以上、今回はこの条例制定を一旦見送り、国の動向や法的整備を見守りながら改めて条例をつくり上げることのほうが適切と考え、私の反対討論といたします。議員各位の賢明なる判断をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第23号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は修正可決です。まず、厚生産業常任委員会の修正案について採決します。委員会修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって委員会の修正案については可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決します。修正部分を除く部分を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって修正部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

第39号議案 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第39号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第39号議案 町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定については可決されました。

第40号議案 基山町子ども・子育て会議条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第40号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第40号議案 基山町子ども・子育て会議条例の制定については可決されました。

第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第41号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第41号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関

する条例の一部改正については可決されました。

第42号議案 基山町税条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第42号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

起立多数と認めます。よって、第42号議案 基山町税条例の一部改正については可決されました。

第43号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第43号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第43号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正については可決されました。

第44号議案 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第44号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第44号議案 基山町国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部改正については可決されました。

第45号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第45号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第45号議案 基山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については可決されました。

第46号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第46号議案を採決します。本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第46号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第3号）は、可決されました。

第47号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第47号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚

生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第47号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、可決されました。

第48号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第48号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第48号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、可決されました。

第49号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

第49号議案を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、第49号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）は、可決されました。

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

～午前10時10分 散会～